

# 商標専用権侵害の違法犯罪取締り業務における連携・協力の強化に関する暫定規定

2006年1月13日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 商標専用権侵害の違法犯罪取締り業務における連携・協力の強化に関する暫定規定

(2006年1月13日公安部、国家工商行政管理総局公布)

第一条 公安機関と工商行政管理機関（以下双方と略称）の共同作業と協力を強化し、商標専用権侵害の違法犯罪を厳しく取り締まり、市場の経済秩序を擁護し、国家の経済発展を促進するために、「刑法」、「商標法」、「行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定」および関連の法律、法規に基づいて、本規定を制定する。

第二条 双方の商標専用権侵害の違法犯罪取締り業務における連携・協力には、重大な犯罪の嫌疑のある手がかりの通報や取締り戦略の協議、商標専用権侵害の違法犯罪案件の法律に基づく移送と受理、商標専用権侵害の違法犯罪に関する情報の相互通報、商標専用権保護分野での宣伝や国際交流の共同実施といった事項が含まれる。

第三条 双方の商標専用権侵害の違法犯罪取締り業務における連携・協力は、公安機関の経済犯罪偵察部門と工商行政管理機関の商標管理部門が管理を担当する。

第四条 公安部経済犯罪偵察局（以下、経偵局と略称）、国家工商行政管理総局商標局（以下、商標局と略称）、および各省級、地区・市級の公安機関の犯罪偵察部門と工商行政管理機関商標管理部門は商標専用権侵害の違法犯罪取締り連席会議制度を確立しなければならない。連席会議は公安機関、工商行政管理機関の商標専用権侵害の違法犯罪案件調査部門の担当者と、その他の関連機能部門の担当者から構成される。

県級の公安機関は同級の工商行政管理機関と共に商標専用権侵害の違法犯罪取締りの連携・協力メカニズムを確立しなければならず、また現地の实情に基づいて具体的な形式や参加機関を画定する。

第五条 連席会議は毎年1回開催し、公安機関、工商行政管理機関が交替で召集し、担当側が会議の組織と準備業務を担当する。重大、緊急の状況や共同計画の必要な重要な業務が起こった場合は臨時連席会議を開催することができる。

連席会議の主な内容は連携・協力業務の状況総括、業務の措置や計画の制定、重要ケースの処理業務の研究、商標専用権侵害の違法犯罪取締り業務の情報交換とする。各級の連席会議で決定した関連事項は、双方の上級の主管機関に報告しなければならない。

第六条 工商行政管理機関は法執行の過程で、商標専用権侵害案件の重要な手がかりを発見した場合、速やかに同級の公安機関に通報しなければならない。

公安機関は業務中に発見した商標権侵害の違法案件の手がかりを、速やかに同級の工商行政管理機関に通報しなければならない。

第七条 工商行政管理機関は公安機関に案件の情報を通報する際に、下記の資料を添付しなければならない。

- (一) 案件（手がかり）通報書簡。
- (二) 権利侵害物品の商標、マークなどといった資料。
- (三) 商標登録書といった関連の証拠、文書のコピー。
- (四) その他の関連資料。

第八条 公安機関は工商行政管理機関の通報を受けてから3業務日以内に、法律によって通報の案件手掛かりを審査しなければならない、また工商行政管理機関に必要な協力の提供を要請することができる。犯罪事実が認定され刑事責任を追及すべき場合、法律によって立案を決定し、情報を通報した工商行政管理機関に書面で通知する。犯罪事実を認定せず、刑事責任の追及が不要、または権利人が直接人民法院に提訴し、法律によって立案しない場合は、理由を説明し工商行政管理機関に通知しなければならない。調査を行う必要と条件のあるものについては、公安機関は工商行政管理機関と共同で業務法案を制定し、調査業務を手配することができる。

工商行政管理機関は公安機関から違法案件の手掛かりの通報を受けた日から3業務日以内に、通報された案件の手掛かりについて法律により審査し、商標権侵害といった違法の事実を認定した場合、法律により立案すること決定し、手掛かりを通報した公安機関に書面で通知する。商標権侵害などの違法の事実の存在が認められなかった場合、立案せず、手掛かりを通報した公安機関に書面で通知する。

第九条 工商行政管理機関の商標案件の調査・立案過程で、犯罪嫌疑のある案件については、国务院の「行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定」および関連規定に基づいて公安機関に案件を移送しなければならない、行政処罰で刑事処罰を代替してはならない。

工商行政管理機関の案件移送は、原則的には1件の案件を1回で移送する。もし移送の案件数が多いか、案件状況が複雑で性質が把握しづらい場合であれば、工商行政管理機関は公安機関と討論・協議を行うことができる。移送を決定したものについては、工商行政管理機関は「犯罪嫌疑案件移送書」を作成して関連資料と共に一括して公安機関に移送しなければならない。

第十条 業務中に発見した重要な案件の手掛かりについては、公安機関、工商行政管理機関は臨時連席会議を開催し、必要時にはその他の法執行機関の代表の参加を招請することができ、共同で案件について協議・研究し取締り対策を決定し、共同で取締りを実施する。

工商行政管理機関が重要な案件の手掛かりの通報を受け、または法執行の現場で重要な案件をつかみ、犯罪の嫌疑があると認定した場合、速やかに公安機関に通知しなければならない、公安機関は人員を現場に派遣して共同で検討し調査する。双方が移送条件に合うと認定した場合、速やかに公安機関に移送して処理しなければならない。

共同取締り業務は「正確な取締り」と「全面的な取締り」を方針とし、共同作戦の方法を採用、関連の偽造登録商標標識の生産や販売、製造といったそれぞれの段階の計画者や組織者、参加者を究明し、犯罪ネットワーク全体を壊滅させなければならない。

「重要な案件」とは社会に大きな被害を与え、反響が大きく、案件金額が大きく、グローバルな犯罪グループに関連、または双方が共同で取り締まるべきだと認定したその他の案件を指す。

第十一条 公安機関の立案決定通知書の送達後3日以内に、工商行政管理機関は公安機関に対して権利侵害貨物の移送手続きを行い、また貨物を公安機関に移送しなければならない。公安機関が現場での関連貨物の検査や必要な貨物サンプルの収集を要求した場合、工商行政管理機関は積極的に協力しなければならない。

公安機関が移送貨物を速やかに受理することができない場合、協議により工商行政管理

機関も「商標法」第 53 条の規定に基づき処理することができる。

第十二条 公安機関は関連行為が商標権侵害を構成するか否かという問題について工商行政管理機関の意見を諮問する必要がある場合、同級の工商行政管理機関に書面で認定要求を提出し、権利侵害嫌疑の貨物の写真や説明といった資料を添付しなければならない。工商行政管理機関は案件状況が複雑な場合を除き、書類を受理してから 15 業務日以内に回答を行わなければならない。工商行政管理機関の認定意見は公安機関が処理する際の参考に留まる。

重要で複雑な案件状況について、関連行為が商標権侵害を構成するか否かという問題について工商行政管理機関の意見を諮問する必要がある場合、地方公安機関はまず状況を上級の経偵局に報告し、経偵局が商標局に意見を求める。

第十三条 公安機関は商標専用権侵害の違法犯罪案件処理の過程で、商標専用権の存続状況を所在地の省級工商行政管理機関に書面で問い合わせることができる。工商行政管理機関は書類を受理した後 10 業務日以内に回答しなければならない。公安機関は必要に応じて工商行政管理機関に人員派遣を要請して協力を求めることができ、工商行政管理機関は支援しなければならない。

第十四条 双方は業務中に発見した商標権侵害犯罪活動の重要な情報を、速やかに相互に通報しなければならない。工商行政管理機関が関係者や関係機関が商標偽造活動に何度も従事しているのを発見し、重要な犯罪の嫌疑のある場合、関連状況を速やかに同級の公安機関に通報しなければならない。

第十五条 公安機関、工商行政管理機関は法執行過程で相互の支援と協力を強化しなければならない。また実際の必要に応じて現地の党委員会政府や上級の公安機関の指導の下で、共同で専門行動を実施することができる。

双方はそれぞれの資源の優勢を発揮し、共同でトレーニングや宣伝、表彰といった活動を組織、実施する。国際的な法執行協力においては緊密に協力し、共同で国際交流関連の活動に参加する。

第十六条 経偵局、商標局は双方の本規定執行状況に対して共同で監督する。各省・自治区・直轄市の公安機関と工商行政管理機関は管轄地域内の執行状況を監督する。

第十七条 本規定は公布日より試行する。